



嘉取果公報

第 五 七 八 号

本報發行所 嘉取果公報社

Main body of text, likely containing news or articles, written in vertical columns.

鳥取県告示第五百七十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十一月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

診療所の名称	所在地	法第三十七条第五項の規定による申出の都道府県名	申出の受理の年月日
入江内科医院	鳥取市西町二丁目二番地	全国都道府県	昭和四十一年九月一日
菊川医院	八頭郡用瀬町用瀬四二七番地	"	七月三十一日
堀江歯科医院	米子市錦町一丁目一五番地	"	八月八日

鳥取県告示第五百七十七号

昭和四十一年九月十日付けで西伯郡中山町字住吉一二七番地 藤田伊三郎ほか三十一人の者から申請のあつた下市駅南土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十一月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十一年十一月一日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
中山町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十八号

昭和四十一年八月十五日付けで北条川土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(暗渠排水)事業については、審査の結果その計画を適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十一月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十一年十一月一日から二十日間とする。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三 縦覧に供する場所

東伯郡北条町大字弓原三八五 北条川土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十九号

昭和四十一年六月三十日付けで米子市彦名町一、八三三番地 内田広ほか八十三人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めため、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十一月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十一年十一月一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
米子市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十号

昭和四十一年七月一日付けで米子市彦名町一、三五七番地 上坂啓治ほか八十三人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めため、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十一月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十一年十一月一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
米子市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年十一月一日から用途廃止した。

昭和四十一年十一月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

東伯郡三朝町大字大相字上鴨渡り一六〇番三地先

一 一六〇番地先から一六一番地先まで及び一七一七番地先まで

一 一〇九番二地先から一一一五番地先まで

一 一一七番地先から一一一五番地先まで

字下鴨渡り一一六三番一地先

一 一六七番地先及び一一六六番地先

一 一一七〇番地先から一一七五番二地先まで

所 面 積 用途

平方メートル 水路敷

四九・〇三

七七・六六

四六・八二

八四・〇五 道路敷

一四七・四五 水路敷

五二・一三

五九・一三

鳥取県告示第五百八十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年十一月一日から用途廃止した。

昭和四十一年十一月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

場 所 面 積 用途

米子市車尾字砂ノ下一二二四番一地先 平方メートル 道路敷

二〇・三八

米原字上新田六四三番五地先及び六四三番六地先 二四・九七 水路敷

鳥取県告示第五百八十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

鳥取県告示第五百八十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

- 一 施設の名称 国府公民館
- 二 所在地 倉吉市国府
- 三 指定年月日 昭和四十一年十月二十二日

雑 報

鳥取県選挙事務所管内出張所の位置を次のとおり変更したのでお知らせします。

昭和四十一年十一月一日

鳥取県選挙事務所長 村 越 久 夫

出張出張所名 庁舎所在地 移転年月日

鳥取県選挙事務所 西伯郡大山町所子西傍赤5 昭和四十一年10月5日

米子支所大山出張所 41

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき、地方職員共済組合の役員就任について次のとおり公告する。

昭和四十一年十一月一日

地方職員共済組合理事長 坂 田 保

就職 理事 丸山 康雄 (昭和四十一年10月4日付)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号に規定する施設を次のとおり指定した旨倉吉市選挙管理委員会から報告があったので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治